

委託事務の範囲について

廃棄物処理法の関係規定（下線は委託事務）

市町村の責務 【法4条】	①一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図る。 ②一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講じる。 ③一般廃棄物の処理に関する事業の能率的な運営に努める。	市町村の処理等 【法6条の2】	市町村は、一般廃棄物を収集し、運搬し、 <u>処分（再生を含む。）</u> しなければならない。
一般廃棄物処理計画 【法6条】	市町村は、一般廃棄物処理基本計画を定めなければならない。 ○浦添市一般廃棄物処理基本計画 ○中城村一般廃棄物処理基本計画 ○北中城村一般廃棄物処理基本計画	処分等の基準 【法施行令3条】	1号：収集、運搬 <u>2号：処分（焼却・熱分解）、再生</u> 3号：埋立処分 4号：海洋投入処分
		一般廃棄物処理施設 【法8条1項】	① <u>ごみ処理施設</u> ②し尿処理施設 ③最終処分場

※ 法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
※ 下線は委託事務に関する規定

ごみ処理フロー図（点線の枠内は委託事務）

